

なるほど!



定時決定における 健康保険料 の決定について



健康保険料はどのように決まるの？

$$\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率 (現在は9.8\%)} = \text{毎月の健康保険料}$$

※標準報酬月額とは、会社から支払われる給与の総支給額(報酬月額)を一定の範囲の50等級に区分したものだ。

報酬月額の対象となるものは？

基本給や住宅手当、残業手当、通勤手当など名称にかかわらず、労働の対価として支払われるすべてのものを含まれます。

標準報酬月額はどのように決まるの？

定時決定で決まる場合

毎年、4・5・6月(3ヵ月間)に支給された給与の平均金額をもとに決められ、9月から翌年8月まで使われます。

4・5・6月に支払われた給与の平均額が310,000円の場合

310,000円→(報酬月額)23等級 320,000円

320,000円×9.8%(保険料率)=31,360円/月(健康保険料)

健康保険料は事業主と被保険者で折半となりますので、**15,680円/月**がそれぞれの負担額となります。

4月		5月		6月	
残業手当 21,000円	残業手当 30,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	
基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	
314,000円	323,000円	293,000円			
3ヵ月の平均額 310,000円					

報酬月額(単位:円)		標準報酬月額(単位:円)	
以上	未満	等級	月額
~63,000		1	58,000
}	}	}	}
290,000~310,000		22	300,000
310,000~330,000		23	320,000
}	}	}	}
1,355,000~		50	1,390,000



● 随時改定で決まる場合

昇級などで給与が大幅に変動し、実態に合わなくなった場合は、定時決定を待たずに決め直されます。